

回覧

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 傷病手当金の支給について ～

後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染（疑いを含む）した場合に、傷病手当金を支給できる場合があります。

◆ 対象者

- 以下の条件を全て満たす方
 - ・北海道後期高齢者医療制度被保険者であること
 - ・給与等の支払いを受けている者であること（賞与は除く）
 - ・業務災害以外の理由による感染症等のため労務に服することができず、受けることができるはずであった給与等の全部又は一部を受けることができない者であること

◆ 支給対象期間

- 令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり、感染が疑われる場合において、その後、労務に服することができなかった期間
 - ※ 入院が継続する場合等は、支給を始めた日から通算して1年6か月まで対象となります。
 - ※ 支給申請を受ける権利は、労務に服することができない日ごとに、その翌日から2年間となります。

◆ 支給額の計算方法

- 直近3か月間の給与収入合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数
 - ※ 支給対象日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の「就労を予定していた日」となります。
 - ※ 1日当たりの支給額に上限があります。

◆ 申請方法

- 申請には、事業主の証明書が必要となります。また、入院した場合は、医師の意見書が必要となります。
- 申請をする場合は、必ず事前に役場保健医療課に連絡し、必要書類等を確認してください。

お問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話】011-290-5601

留寿都村役場

保健医療課
【電話】0136-46-3131